第１０期京都市民長寿すこやかプラン素案（第５章、第６章）に係る主な意見について

京都市高齢者施策推進協議会	
第3回 （R8.11.11）	資料3

	テーマ	委員からのご意見等	事務局の検討結果（案）等
1	通いの場	地域の担い手とか高齢者の居場所づくりを団塊ジュニア世代の方たちと一緒に居場所づくりに取り組んでいるが、なかなか場所が無い。お金を払うと借りられるところもあるが、そのお金は誰が出すのかという問題もあるので、役所に支援していただければ活動が非常にしやすいと思う。	以下のとおり追記しました。 第5章　重点取組1 「2　就労支援と社会参加の推進」 ＜取組の方向性（課題）＞（p34） 健康と自立を維持し、いつまでも自分らしく暮らし続けられるよう、地域に根差した多様な「通いの場」の活動の充実及び参加促進に向けた情報発信の強化を図り、社会参加を通じた健康づくり、生きがいづくりを進めます。
2	頼れる身寄り等がいない高齢者等への支援	社会福祉協議会だけでは対応できない対象者数になってくると思われる。そういったニーズに対して、対応できる社会資源が民間事業者になるので、その把握もお願いしたい。	以下のとおり追記しました。 第5章　4　頼れる身寄り等がいない高齢者等への支援 ＜取組の方向性（課題）＞（p37） 　社会福祉法改正を踏まえ、頼れる身寄りがいない高齢者等の支援ニーズや、支援の主体となりうる社会資源を把握するとともに、日常生活支援や死後事務の支援等の支援体制確保や支援の充実に取り組みます。
3	ケアラー支援	ヤングケアラーへの家事支援について、京都市の先進的な取組でもあるので、分量の制限はあると思うが、可能であれば記載すべきと考える。	長寿すこやかプランは、老人福祉法等に基づく高齢者施策を推進する計画であるため、高齢者をケアするケアラーにとって、主な課題である仕事と介護の両立に重点を置いて、「ワーキングケアラー」への支援に取り組むこととしています。 なお、高齢の祖父母等をケアする「ヤングケアラー」の存在やその支援の重要性についても十分に認識しており、ヤングケアラーへの支援については、本市全体の包括的な計画である「ケアラー支援推進計画」や、子ども・若者施策を担う「はぐくみプラン」において、推進しているところです。
4	介護予防	要介護認定者や高齢者だけではなく2号保険者も含め、疾患を抱えた方に対し医療機関から在宅や施設に行く間の医療介護を含めたフォローを見逃さず行い、社会生活に戻すことが重要なので、その点に着目して事業計画を、重層的に重点項目の中の取組として考えて欲しい。	以下のとおり追記しました。 第5章　重点取組2 「1　介護予防の取組の推進」 ＜取組の方向性（課題）＞（p40） 高齢による活動量の減少や一時的な入院などで要支援等の状態になっても、（中略）自立支援・重度化防止の取組を推進します。

	テーマ	委員からのご意見等	事務局の検討結果（案）等
5	介護予防	・介護予防の成果を確認し、取組の改善に 資料2では、介護予防事業の効果を認定率に反映することは難しいとされている。一方、資料4には、主観的健康観や日常生活能力、短期集中予防プログラムによる自立者数等の指標が示されている。こうした指標を設けることは大切だと考える。 取組を行った結果、本人の生活や心身の状態がどう変わったかを確認しなければ、その取組が有効であったか、どこを改善すべきか判断できない。「上昇」「低下」とする目標の具体化、評価方法・時期の明確化、参加者の状態や活動継続状況の把握をお願いしたい。短期集中予防プログラムも、利用終了時だけでなく、その後の生活を確認し、必要な支援につなげていただきたい。	・過去の認定率の動向には介護予防事業の効果も含まれていますが、御指摘のとおり、介護予防事業の効果を分析・検証することは重要であり、事業の充実や改善につなげていきたいと考えています。 ・短期集中予防プログラムについては、利用終了時だけでなく、その後（3か月後、6か月後等）の地域での自分らしい自立した生活が継続できているか確認できる仕組みの充実を検討していきます。
6	担い手確保	・サービス量の推計と担い手確保を一体的に検討 資料2では、訪問介護の年間利用回数は、2025年度実績4，990，630回に対し、2029年度は7，143，025回と推計されています。この増加に対応できる訪問介護員の確保が不可欠である。 現在の従事者数・常勤換算人数、年齢構成、採用・離職の状況、地域別の提供体制と、今後必要となる人員の見通しを示していただきたい。また、利用実績には、人手不足や費用負担等により希望どおりに利用できなかった需要が表れない可能性がある。ケアマネジャー等を通じて、断られた事例や利用を控えた理由も把握し、推計に反映していただきたい。	京都市内における介護職員の必要数については、第9期プラン策定時に国から提供のあった「将来推計ワークシート」に基づいて計算した結果、2040年には25，684人となる中、令和7年度末時点では、23，924人となっています。 このため、更なる介護職員の確保は必要であるとの認識であり、介護職員の確保のための方策について、第9期プランに引き続き第10期プランにおいても充実に努めてまいります。 なお、年齢構成や採用・退職の状況など、細かな情報は把握していませんが、訪問介護における担い手確保については、厳しい状況であることは認識しており、引き続き、事業所や関係団体へのヒアリングなど実態の把握に努めてまいります。
7	成年後見制度利用促進計画	成年後見制度利用促進計画にて、市民後見人制度の更なる周知を盛り込んで欲しい。	以下のとおり修正しました。 第6章　2　成年後見制度利用促進計画 （3）成年後見制度の利用促進に向けた今後の取組（p55） ・・・認知症や障がいがあっても、その意思決定を支援することで、誰もが自分らしく安心して暮らし続けられる社会の実現を目指すため、市民後見人の活躍を含め、成年後見制度の適切な利用促進に向けて取り組んでいきます。

	テーマ	委員からのご意見等	事務局の検討結果（案）等
8	成年後見制度利用促進計画	「成年後見制度のさらなる利用促進」とあるが、「成年後見制度の適切な利用促進」といったほうが適切ではないか。	以下のとおり修正しました。 第6章　2　成年後見制度利用促進計画 （1）計画策定にあたって（p54） 　・・・本市においては、これら国の大規模な法改正・制度運用の動向を踏まえながら、引き続き、関係機関との連携の下、成年後見制度の適切な利用の促進に取り組んでいきます。 （3）成年後見制度の利用促進に向けた今後の取組（p55） 　・・・認知症や障がいがあっても、その意思決定を支援することで、誰もが自分らしく安心して暮らし続けられる社会の実現を目指すため、市民後見人の活躍を含め、成年後見制度の適切な利用促進に向けて取り組んでいきます。
9	成年後見制度利用促進計画	意思決定支援が重要となるので、何か具体的な取組が入ってくれば良い。	以下のとおり追記しました。 第6章　2　成年後見制度利用促進計画 ≪主な施策・事業≫（p56） 　身寄りがない方の円滑な入所・施設入所等を含め、国の動向も踏まえた意思決定支援の取組の検討
10	成年後見制度利用促進計画	成年後見制度の改正について、市民に理解してもらう必要がある。	成年後見制度のコラムについて、改正前と改正後での変更点がわかりやすくなるよう記載を修正しました。 第6章　2　成年後見制度利用促進計画 【コラム】民法改正の概要について（p56）
11	介護保険料	介護保険料が高くなっている理由を説明して市民にご理解いただけるように、市民理解を得られる説明をプランに落とし込む必要がある。	現時点で次期介護保険料の額は確定していませんが、最終案を作成する際には御意見を踏まえ記載内容について検討を行います。
12	介護保険料	介護保険料は要支援や要介護認定を受けた人だけのものではないと、更なる説明が必要である。	介護保険料が元気な高齢者等にも使われていることを示すコラムを作成しました。（コラム⑳「介護保険料の使われ方について」p68）
13	その他	プランを作っても伝わりきらないと残念なので、上手に京都市の介護保険の魅力を見せてほしい。	より多くの方々に関心を持っていただけるよう、積極的な情報発信と広報活動に注力してまいります。

※　上記の他、「主な施策・事業」の追加、「コラム」の追加、文言修正等を行っています。